

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第46号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則（平成12年岩手県規則第50号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<p><u>（個別の市町村が処理することとする事務の範囲）</u></p> <p><u>第7条 条例別表第2の1の項の規則で定めるものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の処分、次に掲げるものの施行地区についてするものとする。</u></p> <p><u>（1） 旧耕地整理法（明治42年法律第30号）による耕地整理</u></p> <p><u>（2） 独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業（換地処分を伴うものに限る。）</u></p> <p><u>（3） 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業</u></p> <p><u>（4） 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業</u></p> <p><u>第8条 条例別表第2の2の2の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。</u></p> <p><u>（1） 栄養士法（昭和22年法律第245号）第4条第2項の栄養士免許証の交付に関する事務</u></p> <p><u>（2） 栄養士法施行細則（昭和35年岩手県規則第44号。以下この条において「規則」という。）第2条の栄養士免許申請書の受理に関する事務</u></p> <p><u>（3） 規則第3条の栄養士名簿訂正申請書の受理に関する事務</u></p> <p><u>（4） 規則第4条の栄養士名簿登録抹消申請書の受理に関する事務</u></p> <p><u>（5） 規則第5条の栄養士免許証書換え交付申請書の受理に関する事務</u></p> <p><u>（6） 規則第6条の栄養士免許証再交付申請書の受理に関する事務</u></p> <p><u>（7） 規則第7条の栄養士免許証返納書の受理に関する事務</u></p> <p><u>第9条 条例別表第2の2の3の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。</u></p> <p><u>（1） 栄養士法施行令（昭和28年政令第231号。以下この条において「政令」という。）第1条第2項の管理栄養士の免許の申請書の受理に関する事務</u></p>

(2) 政令第1条第3項(政令第5条5項及び第6条第7項において準用する場合を含む。)の管理栄養士免許証の交付に関する事務

(3) 政令第3条第4項の管理栄養士名簿の訂正の申請書の受理に関する事務

(4) 政令第4条第2項の管理栄養士名簿の登録の抹消の申請書の受理に関する事務

(5) 政令第5条第2項の管理栄養士免許証の書換え交付の申請の受理に関する事務

(6) 政令第6条第2項の管理栄養士免許証の再交付の申請の受理及び管理栄養士免許証の返納の受理に関する事務

(7) 政令第8条第2項及び第4項の管理栄養士免許証の返納の受理に関する事務

第10条 条例別表第2の2の4の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

(1) 医師法(昭和23年法律第201号)第6条第2項の医師免許証の交付に関する事務

(2) 医師法施行令(昭和28年政令382号。以下この条において「政令」という。)第3条の医師免許の申請書の受理に関する事務

(3) 政令第5条第2項の医籍の訂正の申請書の受理に関する事務

(4) 政令第6条第1項の医籍の登録の抹消の申請書の受理に関する事務

(5) 政令第8条第2項の医師免許証の書換交付の申請書の受理に関する事務

(6) 政令第9条第2項の医師免許証の再交付の申請の受理に関する事務

(7) 政令第9条第5項の医師免許証の返納の受理に関する事務

(8) 政令第10条の医師免許証の返納の受理に関する事務

第11条 条例別表第2の2の5の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

(1) 歯科医師法(昭和23年法律第202号)第6条第2項の歯科医師免許証の交付に関する事務

(2) 歯科医師法施行令(昭和28年政令383号。以下この条において「政令」という。)第3条の歯科医師免許の申請書の受理に関する事務

(3) 政令第5条第2項の歯科医籍の訂正の申請書の受理に関する事務

(4) 政令第6条第1項の歯科医籍の登録の抹消の申請書の

受理に関する事務

(5) 政令第8条第2項の歯科医師免許証の書換交付の申請書の受理に関する事務

(6) 政令第9条第2項の歯科医師免許証の再交付の申請書の受理に関する事務

(7) 政令第9条第5項の歯科医師免許証の返納の受理に関する事務

(8) 政令第10条の歯科医師免許証の返納の受理に関する事務

第12条 条例別表第2の2の6の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

(1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第12条第5項の保健師免許証、助産師免許証及び看護師免許証の交付に関する事務

(2) 保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号。以下この条において「政令」という。）第1条第1項の保健師免許、助産師免許及び看護師免許の申請書の受理に関する事務

(3) 政令第3条第3項の保健師籍、助産師籍及び看護師籍の訂正の申請書の受理に関する事務

(4) 政令第4条第1項の保健師籍、助産師籍及び看護師籍の登録の抹消の申請書の受理に関する事務

(5) 政令第5条第1項の保健師籍、助産師籍及び看護師籍の登録の抹消の申請書の受理に関する事務

(6) 政令第6条第3項の保健師免許証、助産師免許証及び看護師免許証の書換え交付の申請書の受理に関する事務

(7) 政令第7条第4項の保健師免許証、助産師免許証及び看護師免許証の再交付の申請書の受理に関する事務

(8) 政令第7条第5項の保健師免許証、助産師免許証及び看護師免許証の返納の受理に関する事務

(9) 政令第8条第1項及び第3項の保健師免許証、助産師免許証及び看護師免許証の返納の受理に関する事務

第13条 条例別表第2の2の7の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

(1) 保健師助産師看護師法第12条第5項の准看護師免許証の交付に関する事務

(2) 保健師助産師看護師法施行細則（昭和54年岩手県規則第31号。以下この条において「規則」という。）第2条の准看護師免許申請書の受理に関する事務

(3) 規則第3条の准看護師籍訂正申請書の受理に関する事務

(個別の市町村が処理することとする事務の範囲)

第7条 [略]

- (4) 規則第4条の准看護師籍登録抹消申請書の受理に関する事務
- (5) 規則第5条の准看護師免許証書換え交付申請書の受理に関する事務
- (6) 規則第6条の准看護師免許証再交付申請書の受理に関する事務
- (7) 規則第7条の准看護師免許証返納書の受理に関する事務

第14条 [略]

第15条 条例別表第2の6の7の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

- (1) 診療放射線技師法(昭和26年法律第226号。以下この条において「法」という。)第8条第1項の診療放射線技師免許証の交付に関する事務
- (2) 法第8条第3項の診療放射線技師免許証の返納の受理に関する事務
- (3) 法第11条の診療放射線技師免許証の返納の受理に関する事務
- (4) 診療放射線技師法施行令(昭和28年政令第385号。以下この条において「政令」という。)第1条の2の診療放射線技師免許の申請書の受理に関する事務
- (5) 政令第1条の4第2項の診療放射線技師籍の訂正の申請書の受理に関する事務
- (6) 政令第2条第1項の診療放射線技師籍の登録の消除の申請書の受理に関する事務
- (7) 政令第3条第2項の診療放射線技師免許証の書換え交付の申請書の受理に関する事務
- (8) 政令第4条第1項の診療放射線免許証の再交付の申請書の受理に関する事務

第16条 条例別表第2の6の8の項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 一般旅券の発給を受けようとする者(以下「申請者」という。)が、申請者の親族等が疾病、事故、天災等により死亡した場合又はその傷病の程度が重篤な場合において、緊急に渡航する必要があると認められるとき。
- (2) 申請者が、業務上の理由により早急に渡航する必要がある場合において、当該申請者が記録されている住民基本台帳を備える条例別表第2の6の8の項の右欄に掲げる市町村(以下この条において「市町村」という。)において一般旅券の発給を申請するとすれば、渡航予定日前に当該旅

第8条 [略]

第9条 [略]

第10条 条例別表第2の9の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

(1) 大船渡市が処理する事務

事務	路線種別	路線名	箇所名
地域道路 整備事業	主要地方道	大船渡綾 里三陸線	大船渡市小 石浜
			大船渡市赤 崎中学校前

(2) 一関市が処理する事務

[略]

第11条 条例別表第2の19の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

事務	河川種別	河川名	箇所名
治水施設整 備事業	一級河川	曾慶川	一関市大東 町沼田

券の交付を受けることが困難であると認められるとき。

(3) 旅券法(昭和26年法律第267号。)第13条第1項各号のいずれかに該当する場合

(4) 前3号に定める場合のほか、申請者が、やむを得ない理由により当該申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村において一般旅券の発給を申請することが困難であると認められる場合

第17条 [略]

第18条 [略]

第19条 条例別表第2の9の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

[略]

第20条 条例別表第2の11の3の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

(1) 歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第6条第2項の歯科技工士免許証の交付に関する事務

(2) 歯科技工士法施行令(昭和30年政令第228号。以下この条において「政令」という。)第1条の歯科技工士免許の申請書の受理に関する事務

(3) 政令第3条第2項の歯科技工士名簿の訂正の申請書の受理に関する事務

(4) 政令第4条第1項の歯科技工士名簿の登録の消除の申請書の受理に関する事務

(5) 政令第5条第2項の歯科技工士免許証の書換交付の申請書の受理に関する事務

(6) 政令第6条第2項の歯科技工士免許証の再交付の申請書の受理に関する事務

(7) 政令第6条第5項の歯科技工士免許証の返納の受理に関する事務

(8) 政令第7条の歯科技工士免許証の返納の受理に関する

事務

第21条 条例別表第2の14の3の項(15)の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

- (1) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第56条第1項の特別地域内及び特別保護地区内における国の機関が行う行為の協議に係る協議書の受理に関する事務
- (2) 自然公園法施行細則(平成12年岩手県規則第72号)第9条各号の特別地域内及び特別保護地区内における行為の許可に係る申請書の受理に関する事務

第22条 条例別表第2の14の6の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

- (1) 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第6条第2項の臨床検査技師免許証の交付に関する事務
- (2) 臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和33年政令第226号。以下この条において「政令」という。)第1条の臨床検査技師免許の申請書の受理に関する事務
- (3) 政令第3条第2項の臨床検査技師名簿の訂正の申請書の受理に関する事務
- (4) 政令第4条第1項の臨床検査技師名簿の登録の消除の申請書の受理に関する事務
- (5) 政令第5条第2項の臨床検査技師免許証の書換交付の申請書の受理に関する事務
- (6) 政令第6条第2項の臨床検査技師免許証の再交付の申請書の受理に関する事務
- (7) 政令第6条第5項の臨床検査技師免許証の返納の受理に関する事務
- (8) 政令第7条の臨床検査技師免許証の返納の受理に関する事務

第23条 条例別表第2の14の7の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

- (1) 調理師法(昭和33年法律第147号)第5条第3項の調理師免許証の交付に関する事務
- (2) 調理師法施行令(昭和33年政令第303号。以下この条において「政令」という。)第1条の調理師免許の申請書の受理に関する事務
- (3) 政令第11条第2項の調理師名簿の訂正の申請書の受理に関する事務
- (4) 政令第12条第1項の調理師名簿の登録の消除の申請書の受理に関する事務
- (5) 政令第13条第2項の調理師免許証の書換交付の申請書の受理に関する事務

(6) 政令第14条第2項の調理師免許証の再交付の申請書の受理に関する事務

(7) 政令第14条第4項の調理師免許証の返納の受理に関する事務

(8) 政令第15条の調理師免許証の返納の受理に関する事務

(9) 調理師法施行細則（昭和34年岩手県規則第45号）第2条の申請書の受理に関する事務

第24条 条例別表第2の17の2の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

(1) 薬剤師法（昭和35年法律第146号）第7条第2項の薬剤師免許証の交付に関する事務

(2) 薬剤師法施行令（昭和36年政令第13号。以下この条において「政令」という。）第1条の薬剤師免許の申請書の受理に関する事務

(3) 政令第3条第2項の薬剤師名簿の訂正の申請書の受理に関する事務

(4) 政令第4条第1項の薬剤師名簿の登録の消除の申請書の受理に関する事務

(5) 政令第5条第2項の薬剤師免許証の書換え交付の申請書の受理に関する事務

(6) 政令第6条第2項の薬剤師免許証の再交付の申請書の受理に関する事務

(7) 政令第6条第5項の薬剤師免許証の返納の受理に関する事務

(8) 政令第7条の薬剤師免許証の返納の受理に関する事務

第25条 条例別表第2の18の4の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

(1) 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号。以下この条において「省令」という。）第2条の障害児福祉手当認定請求書の受理に関する事務

(2) 省令第5条（省令第16条において準用する場合を含む。）の所得状況届の受理に関する事務

(3) 省令第7条（省令第16条において準用する場合を含む。）の氏名変更の届書の受理に関する事務

(4) 省令第8条（省令第16条において準用する場合を含む。）の住所変更の届書の受理に関する事務

(5) 省令第9条（省令第16条において準用する場合を含む。）の受給資格喪失の届書の受理に関する事務

(6) 省令第10条（省令第16条において準用する場合を含む。）の死亡の届書の受理に関する事務

(7) 省令第15条の特別障害者手当認定請求書の受理に関する事務

第26条 条例別表第2の19の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

(1) 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）

第6条第2項の理学療法士免許証及び作業療法士免許証の交付に関する事務

(2) 理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和40年政令第

327号。以下この条において「政令」という。）第1条の理学療法士免許及び作業療法士免許の申請書の受理に関する事務

(3) 政令第3条第2項の理学療法士名簿及び作業療法士名

簿の訂正の申請書の受理に関する事務

(4) 政令第4条第1項の理学療法士名簿及び作業療法士名

簿の登録の消除の申請書の受理に関する事務

(5) 政令第5条第2項の理学療法士免許証及び作業療法士

免許証の書換え交付の申請書の受理に関する事務

(6) 政令第6条第2項の理学療法士免許証及び作業療法士

免許証の再交付の申請書の受理に関する事務

(7) 政令第6条第5項の理学療法士免許証及び作業療法士

免許証の返納の受理に関する事務

(8) 政令第7条の理学療法士免許証及び作業療法士免許証

の返納の受理に関する事務

第27条 [略]

第28条 条例別表第2の20の2の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

(1) 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第7条第3項の

製菓衛生師免許証の交付に関する事務

(2) 製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号。以下この

条において「政令」という。）第1条の製菓衛生師免許の申請書の受理に関する事務

(3) 政令第3条第2項の製菓衛生師名簿の訂正の申請書の

受理に関する事務

(4) 政令第4条第1項の製菓衛生師名簿の登録の消除の申

請書の受理に関する事務

(5) 政令第5条第2項の製菓衛生師免許証の書換え交付の

申請書の受理に関する事務

(6) 政令第6条第2項の製菓衛生師免許証の再交付の申請

書の受理に関する事務

(7) 政令第6条第4項の製菓衛生師免許証の返納の受理に

関する事務

第12条 [略]

(8) 政令第7条の製菓衛生師免許証の返納の受理に関する事務

(9) 製菓衛生師法施行細則（昭和42年岩手県規則第56号）
第2条第1項の申請書の受理に関する事務

第29条 条例別表第2の23の3の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

(1) 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）第6条第2項の
視能訓練士免許証の交付に関する事務

(2) 視能訓練士法施行令（昭和46年政令246号。以下この条
において「政令」という。）第1条の視能訓練士免許の申請
書の受理に関する事務

(3) 政令第3条第2項の視能訓練士名簿の訂正の申請書の
受理に関する事務

(4) 政令第4条第1項の視能訓練士名簿の登録の消除の申
請書の受理に関する事務

(5) 政令第5条第2項の視能訓練士免許証の書換え交付の
申請書の受理に関する事務

(6) 政令第6条第2項の視能訓練士免許証の再交付の申請
書の受理に関する事務

(7) 政令第6条第5項の視能訓練士免許証の返納の受理に
関する事務

(8) 政令第7条第1項及び第2項の視能訓練士免許証の返
納の受理に関する事務

第30条 [略]

第31条 条例別表第2の32の項の規則で定める市町は、大船渡
市、釜石市、陸前高田市及び住田町とする。

第32条 条例別表第2の36の5の項の規則で定めるものは、岩
手県収入証紙条例施行規則（昭和48年規則第27号）第6条の
消印に関する事務で、次に掲げる事務とする。

(1) 旅券法第5条の一般旅券の発給に関する事務

(2) 旅券法第10条第1項ただし書の一般旅券の記載事項の
訂正に関する事務

(3) 旅券法第12条第1項の一般旅券の査証欄の増補に関す
る事務

第33条 条例別表第2の37の2の項(4)の規則で定めるもの
は、次に掲げる事務とする。

(1) 屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号。以下こ
の条において「条例」という。）第15条の2各号の事項の公
示に関する事務

(2) 条例第15条の3第1項第1号の方法による公示に関す
る事務

第13条 [略]

<p>第14条 [略]</p> <p>第15条 [略]</p> <p>第16条 [略]</p>	<p>(3) <u>条例第15条の4の方法による保管広告物等の価額の評価に関する事務</u></p> <p>(4) <u>条例第15条の5の手続による保管広告物等の売却に関する事務</u></p> <p>(5) <u>条例第15条の6各号の期間による保管広告物等の売却に関する事務</u></p> <p>第34条 [略]</p> <p>第35条 [略]</p> <p>第36条 [略]</p> <p>第37条 <u>条例別表第2の50の項の規則で定めるもの及び規則で定める市町村は、次の表の左欄に掲げる事務に応じ、同表の右欄に掲げる市町村とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="869 705 1492 952"> <tr> <td data-bbox="869 705 1316 952"> <u>特定非営利活動法人の設立の手続等に関する条例（平成10年岩手県条例第47号）に基づく事務</u> </td> <td data-bbox="1316 705 1492 952"> <u>大船渡市、花巻市、北上市、一関市、釜石市、奥州市、紫波町、西和賀町及び洋野町</u> </td> </tr> </table> <p>第38条 <u>岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成19年岩手県条例第7号）の附則第3項の規則で定めるものは、農地法（昭和27年法律第229号。以下この条において「法」という。）第4条第1項及び第5条第1項の規定により知事がした許可（以下「許可」という。）に関する次に掲げる事務とする。</u></p> <p>(1) <u>許可後の工事の進捗状況の把握その他転用事業の促進に関する事務</u></p> <p>(2) <u>許可に附した条件に違反した場合の法第83条の2の処分に関する事務</u></p>	<u>特定非営利活動法人の設立の手続等に関する条例（平成10年岩手県条例第47号）に基づく事務</u>	<u>大船渡市、花巻市、北上市、一関市、釜石市、奥州市、紫波町、西和賀町及び洋野町</u>
<u>特定非営利活動法人の設立の手続等に関する条例（平成10年岩手県条例第47号）に基づく事務</u>	<u>大船渡市、花巻市、北上市、一関市、釜石市、奥州市、紫波町、西和賀町及び洋野町</u>		
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>			

附 則

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則（平成13年岩手県規則第140号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第1号（第11条関係）</p> <p>[略]</p> <p>（<u>盛岡市長</u>）</p> <p>[略]</p>	<p>様式第1号（第11条関係）</p> <p>[略]</p> <p>（<u> 市町村長</u>）</p> <p>[略]</p>
<p>様式第5号（第15条関係）</p> <p>[略]</p> <p>（<u>盛岡市長</u>）</p> <p>[略]</p>	<p>様式第5号（第15条関係）</p> <p>[略]</p> <p>（<u> 市町村長</u>）</p> <p>[略]</p>
<p>様式第6号（第19条関係）</p>	<p>様式第6号（第19条関係）</p>

[略]

(盛岡市長)

[略]

[略]

(_____ 市町村長)

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。